

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 1 日

長期優良住宅建築等計画認定申請者 御中

香川県土木部住宅課
住生活企画グループ

押印廃止に伴う、委任状、訂正印等の取り扱いについて

日頃、本県の住宅行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これまでは長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る「委任状」、「申請書類等の差替えに関する同意書」は押印が必要でしたが、全庁的な押印廃止手続きに伴い、9月1日より押印を省略することが可能となります。押印の省略にあたっては、下記の点に御注意ください。

1 注意事項

- ・訂正印により訂正を行う場合は、受任者の委任状への押印が必要となりますので御注意ください。差し替えにより訂正を行う場合は、受任者の委任状への押印は不要となります。

2 「委任状」、「申請書類等の差替えに関する同意書」の記載事項について

- ・申請者（委任者）について、下記のいずれかの記載が必要となります。
 - (1) 申請者（委任者）の押印のみ
 - (2) 申請者（委任者）の押印＋署名
 - (3) 申請者（委任者）の署名のみ
 - (4) 申請者（委任者）の記名＋申請者（委任者）の連絡先（電話番号）の記載※

※記載内容について、申請者の了解状況を確認するため、電話等で確認を行う場合がありますので御了承ください

3 その他

- ・御不明な点等につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

郵送先・連絡先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県土木部住宅課 住生活企画グループ

電話：087-832-3583 FAX：087-806-0247

E-mail：jutaku@pref.kagawa.lg.jp 担当：金集（かなづめ）、堀上